○外務省告示第一号

平成二十四年十二月十二日にダッカで、バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

平成二十五年一月四日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　佐渡島志郎在バングラデシュ大使

バングラデシュ側　モハンマド・シャヒクル・アザム財務省経済関係局次官補

○外務省告示第二号

平成二十四年十二月二十一日にイスラマバードで、カラチ小児病院改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十五年一月四日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　カラチ小児病院改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億二千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　大江博在パキスタン大使

パキスタン側　イクバル・ジャヴェイド経済・統計省経済担当次官

○外務省告示第三号

平成二十四年十二月二十一日にイスラマバードで、中波ラジオ放送網改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十五年一月四日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　中波ラジオ放送網改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億八千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　大江博在パキスタン大使

パキスタン側　イクバル・ジャヴェイド経済・統計省経済担当次官

○財務省告示第一号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十五年一月四日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月四日

財務大臣臨時代理

国務大臣　甘利　明

「みずほインベスターズ証券株式会社」を削る。

○文部科学省告示第一号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第二項の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十五年一月四日

文部科学大臣　下村　博文

一　登録番号　第〇〇三号

二　変更事項

変更事項	変更前	変更後
利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人高度情報科学技術研究機構神戸センター 兵庫県神戸市中央区港島南町7丁目1番26号	一般財団法人高度情報科学技術研究機構神戸センター及び東京事務所 兵庫県神戸市中央区港島南町7丁目1番26号及び東京都品川区北品川2丁目32番3号

三　変更年月日　平成二十五年一月一日

○農林水産省告示第一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年一月四日

農林水産大臣　林　芳正

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Bouvardia Salisb.	ロイヤルダフネフレスコ	Bouvardiakwekerij De Jong Floraweg 67, 2371AM Roelofarendsveen, The Netherlands	第25207号 平成24年11月26日
〃	ロイヤルホワイトベルデ	〃	第25208号 平成24年11月26日
〃	グリーンサプライズ	〃	第25209号 平成24年11月26日
〃	ダイヤモンドポルドー	〃	第25210号 平成24年11月26日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	ホウコウエルレオン	牛田豊文 愛知県愛西市金棒町東101	第25515号 平成24年11月26日
Phalaenopsis Group	泡菜（いけどらさらうえ）の上	池澄 福岡県福岡市西区今津1630番地	第26404号 平成24年11月16日

○農林水産省告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」及び「次のとおり

○農林水産省告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。